

**伊那市産の木材を使い住宅等を建てた、建築主、
工務店、設計事務所等に補助金が交付されます。**

伊那市産材利用促進事業補助金のご案内

交付対象者等

補助金は、次の各号のいずれにも該当する場合に交付されます。

【住宅等】

- 建築物を新築・改築又は改装・改修する際に使用する建築材料に伊那市産材が使用されている。
(実績報告時に「伊那市産材であることの証明書」の添付が必要となります)
- 改装・改修の場合、内装又は外装に伊那市産材が使用されている。
- 市内又は上伊那郡内に本店又は支店を有する工務店等が請け負い、新築・改築又は改装・改修された建築物である。
- 建築工事等に係る請負契約の金額が100万円以上である。

【塀等】

- 塀等を設置する際に使用する材料は、1施設につき0.05m³以上かつ塀等の延長1mあたり0.02m³以上の伊那市産材が使用されている。

【共通事項】

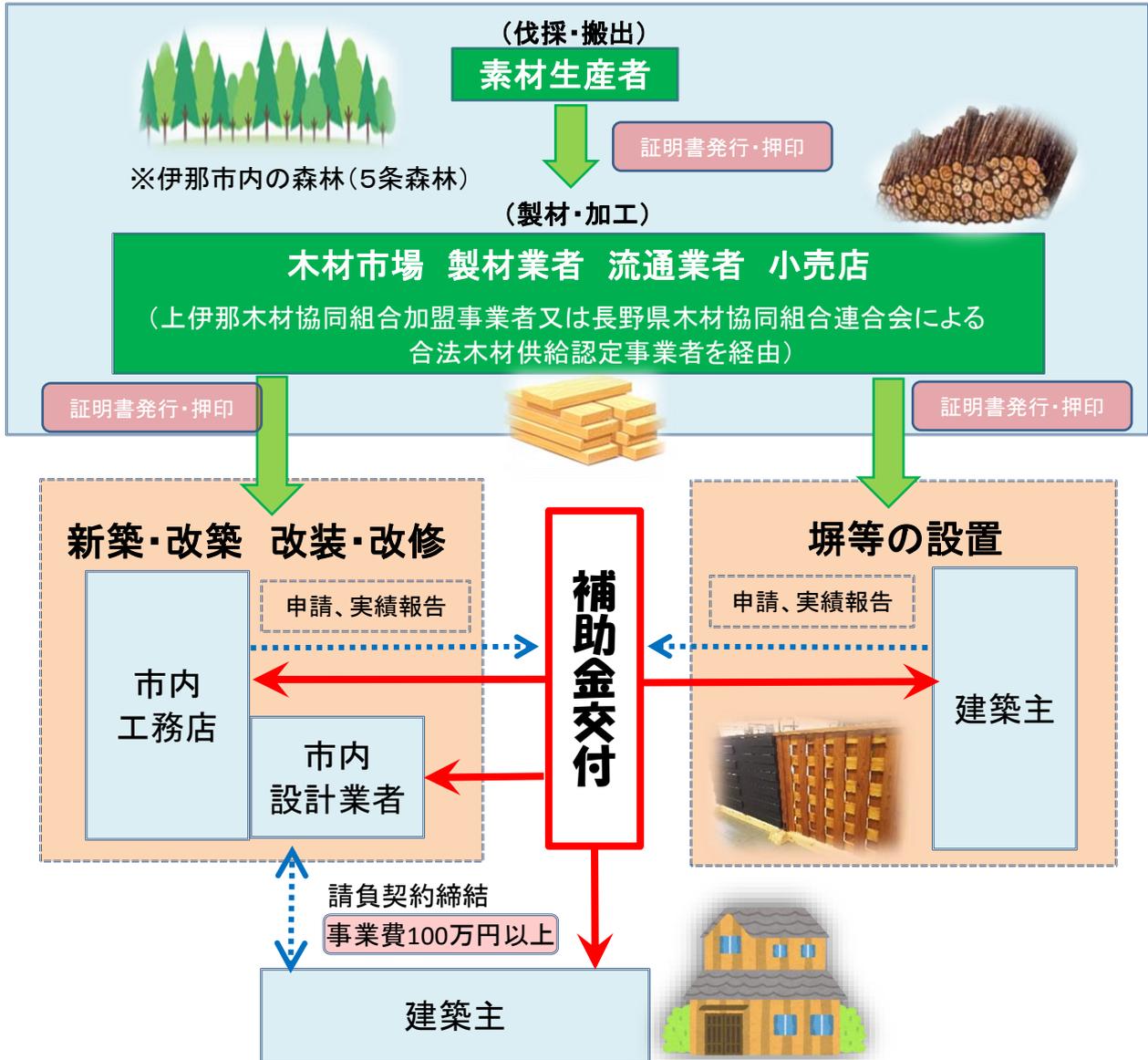
- 木材の生産、加工又は流通において、上伊那木材協同組合に加盟する事業者又は長野県木材協同組合連合会による合法木材供給事業者の認定を受けた事業者を経由した木材である。
- 市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していない。
- 過去に同一の建築物に対して、補助金交付を受けたことがない。

※詳細については、50年の森林推進課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

伊那市農林部50年の森林推進課
〒 396-8617 伊那市下新田3050番地
電話 0265-78-4111 (内線:2417,2416)
E-mail : 50ms@inacity.jp

伊那市産材利用促進事業補助金の概要



補助金

| 区分 | 伊那市産材の使用材積 | 補助金額 | | |
|-------|--------------------------------|----------------------------------|------|-----|
| | | 建築主 | 工務店等 | 設計者 |
| 新築・改築 | 0.2㎡以上0.5㎡未満 | 使用材積 × 10万円 | 1万円 | 1万円 |
| | 0.5㎡以上2.0㎡未満 | | 2万円 | 2万円 |
| | 2.0㎡以上3.0㎡未満 | | 3万円 | 3万円 |
| | 3.0㎡以上5.0㎡未満 | | 5万円 | 5万円 |
| | 5.0㎡以上 | | 5万円 | 5万円 |
| 改装・改修 | 0.2㎡以上0.5㎡未満 | 使用材積 × 20万円 (ただし、50万円を上限とする。) | 1万円 | 1万円 |
| | 0.5㎡以上2.0㎡未満 | | 2万円 | 2万円 |
| | 2.0㎡以上3.0㎡未満 | | 3万円 | 3万円 |
| | 3.0㎡以上5.0㎡未満 | | 5万円 | 5万円 |
| | 5.0㎡以上 | | 5万円 | 5万円 |
| 設置 | 0.05㎡以上かつ塀等の 延長1mあたり0.02㎡以上 | 延長1m × 3万円 (ただし、50万円を上限とする) | | |